参考資料６

令和５年７月20日

大阪府知事　吉村　洋文　様

大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議

会長　福島　伸一

万博開催期間における修学旅行生等を対象とする

宿泊税の課税免除制度（案）について

令和５年７月20日に提示があった標記について、別添のとおり意見を具申します。

万博開催期間における修学旅行生等を対象とする宿泊税の

課税免除制度（案）に対する委員意見（まとめ）

・万博は、未来を支える子どもたちにとって、未来社会を体験し、将来への夢や希望を抱くきっかけとなる有意義な経験を得る場である。そのため、万博開催を機に修学旅行等で大阪を訪れてもらうことは、子どもたちの特別な体験・貴重な学びの機会となるとともに、大阪のファン・リピーター確保の機会となり大阪の成長につながるなどの好循環が期待される。

・修学旅行生等の課税免除制度については、令和３年度の本検討会議答申において、税収の見込みや課税客体（宿泊税における宿泊単価）の動向などの有用なデータに基づき、宿泊税制度にかかる税率や免税点の設定と合わせて検討していくことが必要であると述べた。しかし、現状においては、宿泊税制度のあり方について検討に足る有用なデータを取得することは困難であり、恒久的な制度導入について検討できない状況にある。一方で、大阪・関西万博の開催時期が近づいていることなどから、修学旅行生等を誘致するための後押しとなる課税免除制度については、今まさに導入可否を判断すべき状況と言える。

・今回の制度案については、大阪で万博が開催されるまたとない好機において子どもたちが万博を体感するという教育的観点に加え、万博開催都市である大阪から全国の子ども達への、「いらっしゃい、大阪・関西万博へ」というメッセージとなり、全国的な万博の機運醸成に寄与するものである。また、政策上の目的を達成するため万博開催期間に限り導入するものであることから、政策と課税の公平性の両面で十分合理的なものと言える。以上のことから、制度案について妥当であると考える。

・なお、制度の導入にあたっては、以下の点について留意されたい。

　　　 －特別徴収義務者等の負担に考慮しつつ、課税免除対象者の範囲とその確認方法などに

ついて、先例自治体の制度も参考に、簡素で分かりやすい仕組みとすること

－連泊時への考慮などから分かりやすい課税免除期間とするとともに、

班別行動など近年の修学旅行形態の多様化から夢洲の万博会場への来場を課税免除の

要件にしないこと

－万博が開催される2025年度の修学旅行先を選定する時期に差し掛かっていることから、

本制度について迅速に制度化をめざすこと

以上